

ウズベキスタン共和国大統領

決定

2023年12月18日

第PP-397号

産業発展基金の活動体制に関わる措置について

我が共和国の産業を加速的に発展させる新しい現代的メカニズムの導入によって生産能力を拡大し、さらなる余力を創出することを目的として：

1. 2023年7月21日付ウズベキスタン共和国大統領令No.UP-111「行政改革の枠組みでの投資・産業・貿易分野の国家管理の効果的組織化に関する措置について」にしたがった、以下の事項を確認する：

各産業分野の根本的な発展を目的として、復興発展基金のもとに**産業発展基金**（以下、「基金」）が設立された；

2023～2024年に復興発展基金から拠出される**2億ドル**相当を含め、**10億ドル**相当の資金が基金に投入される。

2. 以下を基金の**主要課題**と定める：

各産業分野における新しい種類の製品の生産、各分野への現代的な技術および知識の導入、ならびに労働生産性および生産効率の向上を支援する；

付加価値の高い輸出向け製品の生産を促進し、民間セクターの企業において製品原価を引き下げる可能性を創出するとともに、これらの企業を輸出活動および新規市場開拓に関与させる；

付加価値の高い製品および新しいハイテクノロジー製品の生産を目的とする輸出志向投資プロジェクトに対して、事業向け不動産ローン制度を介する場合を含めて、資金を供与する。

3. 以下を基金の財源と定める：

復興発展基金が拠出する資金；

2024年より毎年、基金が供与する補償のための国家予算からの**1,500万ドル**相当の資金；

法令が禁じていないその他の財源。

4. 基金は、プロジェクト総額が400万ドルを超える産業プロジェクトに対して、以下のように資金を供与するものとする：

a) **商業銀行**に対して：

新しい種類の製品の生産および既存設備の拡張を目的とする産業プロジェクトのための、前払い金の補償を含めた、輸入設備の購入を目的とする貸付資金。期間**10年**まで（うち猶予期間**3年**まで）、外貨建て利率年**5%**、自国通貨建て利率年**10%**；

事業向け不動産ローン制度による生産体制整備を目的とする建物および建造物の取得向け資金。期間**7年**まで（猶予期間**2年**まで）、自国通貨建て利率年**10%**；

原材料調達向け回転資金の形成を目的とした産業企業向けの貸付または劣後ローン。期間**1年**まで。外貨建て利率年**4%**、自国通貨建て利率年**10%**；

この際：

プロジェクト1件に対して供与される貸付は、**100万ドルから1,000万ドル相当まで**；

プロジェクトイニシエーターの分担分はプロジェクト総額の**30%**以上でなければならない。ここには、資本投資額の**15%**以上に相当する金銭出資（貸付資金の供与前）が含まれるものとする（運転資金形成のために供与される貸付をのぞく）；

b) 以下の手順にしたがって、2024年以降、三者協定にもとづいて国家予算から供与される資金から支給される**補償金**。すなわち、需要が見込まれる製品の生産習得を目的とするプロジェクトのためのマーケティング調査、プロジェクト文書の作成、外国人専門家の招聘、および生産する製品の認証に係わる費用の**50%まで**。ただし**2万ドル**を上限とする；

c) 産業企業が加わって設立される合弁企業(SPV)の定款資本金における**25%までの持分**、復興発展基金の子会社を介して当該企業の出資者（設立者）となることができる；

d) 基金は、産業企業が所定の手順にしたがって期間5年以内として発行した債券（1プロジェクト当たり**1,000万ドル相当まで**）を、以下を条件として、取得する：

自己資本利益率（ROE）が**15%**以上；

自国通貨建て債券の年利回りが、借主のリスクを計算に入れてもウズベキスタン共和国通貨建てソブリン債の利回りを下回っていない。

5. 基金の資金は、投資誘致・産業発展・貿易規制の諸問題を担当する政府委員会（以下、「政府委員会」）の決定にもとづいて利用される。

この際：

基金による資金供与の対象となる契約、およびプロジェクトの事業化調査／ビジネスプランは、しかるべき部門別科学技術評議会および国家単一企業「プロジェクト・輸入契約総合鑑査センター」の鑑査を受ける。

プロジェクトの実施に関する提案は、商業銀行の肯定的意見書にもとづいて、産業企業の定款資本金への参加に関する提案は、基金の肯定的意見書にもとづいて、投資産業貿易省により政府委員会に提出され、その審議に付される。

6. 投資産業貿易省は、デジタル技術省、統計庁、税務委員会、地籍庁および復興発展基金とともに、2024年1月1日より、ウズベキスタン全国産業ポータルを介した、基金の資金の受給を求める事業主体の申請書の審査が行われることを保障する。

7. 附属書 No. 1 の通り、復興発展基金執行理事会の更新版機構図を承認する。

8. 附属書 No. 2 の通り、若干のウズベキスタン共和国大統領決定に変更および追加を施す。

9. 投資産業貿易大臣L.Sh.クドラトフおよび復興発展基金総裁Sh.A.ヴァファエフに、本決定を効率的に執行する体制構築に対する個人的な責任を課す。

ウズベキスタン共和国副首相Zh.A.ホジャエフに、本決定の執行、ならびにその執行を担当する省庁の活動の調整および監視の任務を課す。

ウズベキスタン大統領Sh.ミルジヨエフ

タシケント市

2023年12月18日付
ウズベキスタン共和国大統領決定
第PP-397号
附属書No. 2

若干のウズベキスタン共和国大統領決定に対する変更および追加

1. 2006年5月16日付ウズベキスタン共和国大統領決定第PP-350号「ウズベキスタン共和国復興発展基金の活動体制に関わる措置について」第4項第7段落を以下の文言に変更する：

「ウズベキスタン共和国復興発展基金の貸付の供与およびクレジットラインの開設ならびに貸付およびクレジットラインのリストラクチャリングは、産業発展基金の資金による貸付の供与を含め、ウズベキスタン共和国大統領の決定にもとづいてのみ、これを行う」。

2. 2012年3月9日付ウズベキスタン共和国大統領決定第PP-1725号「ウズベキスタン共和国復興発展基金の活動のさらなる改善に関わる措置について」第3項および附属書No. 1を失効したものと認める。

3. 2022年7月25日付ウズベキスタン共和国大統領決定第PP-332号「投資プロジェクトおよびインフラプロジェクトのプレプロジェクト文書、競争入札のための調達文書、ならびに国家調達向け技術課題および契約書の鑑査実施手順のさらなる改善に関わる措置について」附属書No. 1において：

第2項「a」号第1段落の「ウズベキスタン共和国復興発展基金」という文言の前に「産業発展基金を含む」を追加する；

第3項「d」号1段落の「（本規程第2項「d」号に矛盾しないことを条件とする）」という文言のあとに「、産業発展基金の資金によって実施されるプロジェクトをのぞく」という文言を追加する。